

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

上越市長 小 菅 淳 一

1 都市計画事業の種類及び名称

柿崎都市計画下水道事業 上越市公共下水道（柿崎処理区）

2 縦覧場所

上越市ガス水道局下水道課

上越市春日山 3 丁目 1 番 6 3 号

3 事業施行期間

自 平成 7 年 3 月 3 日

至 令和 13 年 3 月 31 日

4 縦覧期間

(期間)

事業施行期間の終了の日、または事業の全部若しくは一部を廃止した旨の新潟県知事の公示のある日まで

※ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く

(時間)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで